

福祉

「社会を明るくする運動強調月間」です

問 福祉支援課 地域福祉班☎(内線) 33353

「社会を明るくする運動」は、犯罪・非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

町では、「社会を明るくする運動推進委員会」が中心となり、さまざまな

啓発活動を通じて、犯罪や非行のない明るい社会づくりを呼び掛けています。

行動目標

- ・犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう
- ・犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

募集

町の公用車に掲載する広告を募集します

問 管財契約課 管財契約班☎(内線) 33263

町の財源確保や企業の活動支援のため、町の公用車に掲載する広告を

募集します。企業の宣伝活動に、ぜひご活用ください。

● 広告掲載料

1台当たり1万2千円／年

(広告作成費用は広告主負担)

● 注意事項

風俗営業や政治・宗教活動、意見

広告、個人の宣伝、公序良俗に反するものなどは掲載できません。

● 掲載箇所

10月1日（金）から1年間
● 車両台数 20台

広告主が作成する広告マグネットシール（最大でA2サイズ）を、車両の左右側面に貼り付けます。

申請に必要なもの

- ①年金手帳
- ②失業などを理由とする場合は、次のいずれか
 - ・雇用保険被保険者離職票
 - ・雇用保険受給資格者証
 - ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
 - ・退職証明書および町民税・県民税税額変更通知書（特別徴収から普通徴収に切り替わった証明）
 - ・辞令（公務員だった方）



年金

国民年金保険料免除・納付猶予申請のお知らせ

問 国保年金課 国保年金班☎(内線) 33379

国民年金の第一号被保険者（厚生年金などの被保険者でも、その方に扶養されている配偶者でもない方）で、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料納付が免除、一部納付または納付猶予となる制度があります。

申請は原則として毎年度必要です。令和2年度（令和2年7月～令和3年6月）に免除・猶予が承認された方も、引き続き令和3年度（令和3年7月～令和4年6月）に承認を希望する場合は、申請をお願いします。

申請時点の2年1カ月前までさかのぼつて申請ができますので、過去2年間に保険料の未納がある方は申請してください。申請をせずに未納のままにしておくと、将来、年金が受給できなくなことがあります。

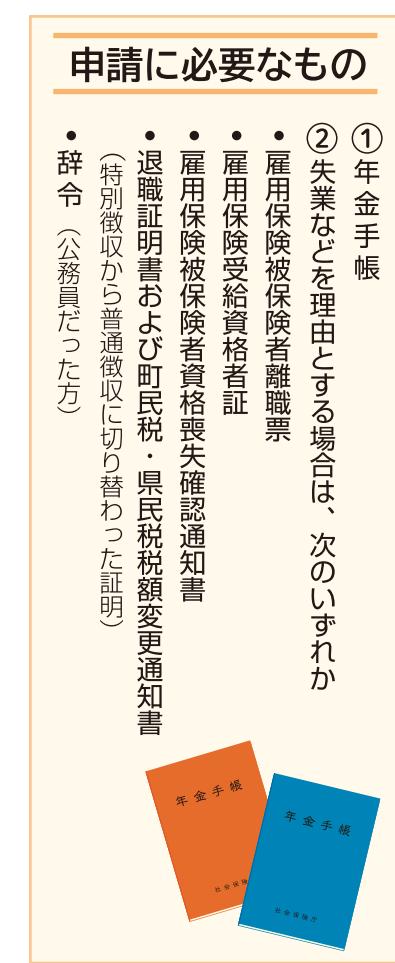
申請できない方

- ①国民年金任意加入被保険者の方
- ②学生の方
(学生納付特例制度をご利用ください)
- ③納付猶予承認中に50歳になつた方
(平成28年6月以前は、30歳未満の期間が対象)

申請が必要な方

- ①新規に令和3年度の承認を受けたい方
- ②令和2年度に承認され、次に該当する方

- ・令和3年度以降の継続審査を希望しなかつたが、引き続き承認を受けたい
- ・一部納付を承認された
- ・失業など特例により承認された



**住民基本台帳ネットワークシステム
保守作業のため、7月7日（水）は
一部業務の受け付け・交付などができません。**

.....停止する業務.....

- ◎ 住民票の広域交付
(愛川町以外の市区町村が発行する住民票の写し)
- ◎マイナンバーカード発行・電子証明書更新などの手続き
- ◎マイナンバーカード・住基カードを使用する転入・転出の届出

問 住民課 住民窓口班☎(内線) 3316

『安全は 心と時間の ゆとりから』
『交通ルールを守って 夏を楽しく安全に』

夏の交通事故防止運動

7月11日(日)～20日(火)

運動の重点

- ・過労運転・無謀運転の防止
- ・自転車の交通事故防止
- ・高齢者と子どもの交通事故防止
- ・踏切の交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

計量法の規定に基づき、町が委託した給水装置工事事業者が有効期限の近づいた水道メーターの取り替え工事を実施します。工事事業者は水道事業所発行の受託証を携帯しています。

工事期間

7月下旬～令和4年3月上旬。世帯ごとの工事予定日は、事前に工事

水道メーターの取り替え工事を行います

問 水道事業所 工務班☎(内線) 3483

事業者からチラシでお知らせします。

水道メーターの取り替え工事は無料です。ただし、水道メーターから宅内側で漏水などの修理箇所が発見された場合は、その工事費用は自己負担となります。

工事費用

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアをする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話をや見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

知つてほしい「ヤングケアラー」

問 子育て支援課 子ども福祉班☎(内線) 33362

思いあたる子どもがいたら、役場などへ連絡ください。

長期化すると、介護と学業の両立だけでなく、生活することも困難になります。

環境

スマートエネルギーで持続可能な社会を!
愛川町スマートエネルギー
設備導入費補助金

問 環境課 環境対策班☎(内線) 3512

低炭素社会の実現や、地球温暖化防止を推進するため、住宅に太陽光発電システムなどのスマートエネルギー設備を導入した方を対象として、設備導入費を補助します。

対象

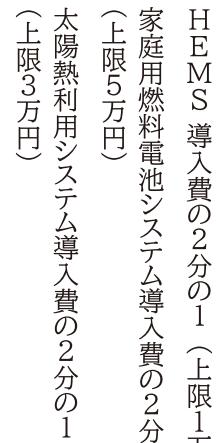
町内在住で令和3年4月1日から令和4年2月15日までの間に、住宅に対象機器を設置する個人（町税に未納がある方は対象外）。

対象機器

- ① 太陽光発電システム
- ② 住宅用蓄電池システム
- ③ HEMS（ホームエネルギー・マネジメント・システム）
- ④ 家庭用燃料電池システム
- ⑤ 太陽熱利用システム

助成内容

- ① 太陽光発電システムの太陽電池モジュールの公称最大出力値(kw)に1万円を乗じた額（千円未満切り捨て、上限3万円）。最大出力値5.0kw以上のものを設置した場合は2万円を加算します。
- ② 住宅用蓄電池システム導入費の2分の1（上限5万円）
- ③ HEMS導入費の2分の1（上限1万円）
- ④ 家庭用燃料電池システム導入費の2分の1（上限5万円）
- ⑤ 太陽熱利用システム導入費の2分の1（上限3万円）



遊歩道に設置されているメッセージ板

発電設備の周辺は庭園や遊歩道となっており、自由に見学ができます。また、開所の際に一般から募集した「愛川ソーラーパークセンター」の皆さんから寄せられたメッセージ板が、遊歩道に設置されています。未来に向かたメッセージの数々を、ぜひご覧ください。

小野澤町長（当時副町長）のメッセージ

小山代表理事へのインタビューを、町ホームページに掲載しています。

- 愛川町を活動の場に選んだ理由
- 清掃活動を始めたきっかけ
- 清掃活動で社会を変えたいという思い
- 会員みんなで地元に恩返しをなど、魅力的なお話を満載です。ぜひご覧ください。

継続的に中津川の河川敷で、「ソロキャンプ（一人でのキャンプ）」を楽しみながら、誰もが自然を大切にし、きれいで安全なキャンプを楽しむことができるよう、ボランティアで河川敷の清掃活動を行っている「日本単独野営協会」。代表理事の小山仁さん（横浜市在住）が平成30年5月に設立した団体で、会員は全国に約1万6千人（令和3年4月現在）。ソロキャンプの健全な普及促進や、野営地の清掃・保全活動などを行っています。

来たときより、美しい
「日本単独野営協会」が河川敷を清掃！

YouTube
愛川町チャンネル

2021.July 9

金融犯罪が多発しています！

新型コロナウイルスに乗じた犯罪
「ATMへ誘導し、お金を振り込ませる」は詐欺！

詐欺的な投資勧誘
「必ず儲かります」には気を付けよう！

電子マネーを悪用した手口
「プリペイドカードを買ってきて」は詐欺！

キャッシュカードを預かり、現金を引き出す詐欺

公的機関は
キャッシュカードを取りに訪問しない！

おかしいな？と思ったら、最寄りの警察署にご相談ください

- 厚木警察署
☎ 046(223)0110
警察署以外の相談窓口
- 財務省 横浜財務事務所 理財課
☎ 045(285)0981
- 愛川町役場 住民課 住民相談班
☎ (内線) 3319

- 次の要件の全てに該当する方**
- ・要介護1～5の認定を受けている
 - ・住民税が非課税
(ただし、適用は令和3年8月購入分から)
 - ・介護保険料に未納がない
 - ・介護保険サービスの給付制限を受けていない

在宅で介護を受けている高齢者の方などに、紙おむつなどの購入費を助成しています。

助成

紙おむつなどの購入費を助成します

問

高齢介護課 介護保険班☎(内線)3333

- 助成内容**
- 1ヶ月の購入限度額5千円に対し、75%割を助成します。

対象

申請方法

○ 債還払いの場合
申請書に購入した商品が分かる領収書（レシート可）を添付し高齢介護課へ。助成分が指定口座に振り込まれます。

高齢介護課へ申請後、配達業者に商品を注文し、月1回自宅に配達されますので、配達業者に直接自己負担分をお支払いください。

「防災士スキルアップ研修会」を開催しました

6月20日、地域で防災活動の中心的な役割を担う「防災士」の皆さんを対象として、知識・技能の向上や情報共有を図るために「防災士スキルアップ研修会」を開催しました。

研修会には、防災士の方など35人が参加し、専門講師による地震・風水害対応についての講演のほか、活発な意見交換などが行われました。

熱心に講演を聴く防災士の皆さん



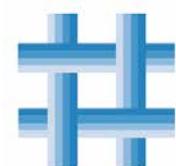
ガス 厚木瓦斯株式会社から 寄付をいただきました

厚木瓦斯株式会社(萱 英二 取締役会長、佐々木 孝 取締役社長)から、多額の寄付をいただきました。

同社の「地域の皆さんの安全・安心な生活のために役立ててほしい」というご意向を受け、町では「いのち



左から小野澤町長と佐々木取締役社長、萱取締役会長



あなたはご存知ですか?
ともに生きる社会
かながわ憲章

問合せ先：神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

電話 045-210-4961 FAX 045-210-8854



◀ 詳しくはこちらを
ご覧ください

ともに生きる
かながわ憲章